

意見書案第2号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法の改正を 求める意見書

新型コロナウイルス感染症が長期化している現在の状況や、大型台風による集中豪雨、地震等の不測の緊急事態を踏まえると、相当数の議員が隔離された状況において、急を要する議案の審議や議決が求められる事態が生じた場合、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状況下においても、審議、表決等を可能とする議会運営方法を確立しておかなければ、二代表制の一翼を担う議会の権能を発揮できず、議会そのものが形骸化し、市民の付託に応えることができないことが懸念される。

このことは、緊急事態時の事業継続計画（BCP）の観点からも当然に要請されるものである。

我が国では、地方自治法第113条及び第116条第1項における出席の概念が現に議場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないものと解される。

よって、国においては、緊急時の本会議においてオンラインを活用して開催できるよう、地方自治法における定足数の規定や表決のあり方等の本会議運営方法等について必要な法改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
総務大臣 殿

参議院議長 殿
内閣官房長官 殿

内閣総理大臣 殿
デジタル改革担当大臣 殿